

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書№ 2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	サムティ株式会社 代表取締役社長 小川 靖展
【住所又は本店所在地】	大阪市淀川区西宮原一丁目 8 番39号
【報告義務発生日】	令和3年9月13日
【提出日】	令和3年9月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	本店所在地の変更

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	ウェルス・マネジメント株式会社
証券コード	3772
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

（ 1 ） 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	サムティ株式会社
住所又は本店所在地	大阪市淀川区西宮原一丁目 8 番39号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	大阪市淀川区西中島四丁目 3 番24号

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和57年12月1日
代表者氏名	小川 靖展
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	不動産の売買、仲介、賃貸及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	サムティ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目 8 番39号 経営管理本部経理部長 阿部 浩亮
電話番号	06(6838)3616

（ 2 ） 【保有目的】

提出者と発行者との間の資本業務提携を目的とした株式保有（提出者と発行者との間の令和 3 年 5 月25日付資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）に基づく発行者の社外取締役候補者 2 名の指名を含みます。）
--

（ 3 ） 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	2,729,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 2,729,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T 2,729,600		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (令和3年8月13日現在)	V 8,526,200
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	32.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	32.01

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 本資本業務提携契約において、提出者と発行者は、以下の内容を合意しております。

発行者は、提出者の事前の書面による承諾のない限り、発行者における株式等の発行、付与又は処分、自己株式、自己新株予約権その他の自己の株式等の取得又は消却その他発行者における提出者の持株比率に影響を与え得る行為（但し、一定の例外を除きます。）、株式等の併合又は分割若しくは無償割当て等、一定の行為を行わないこと

発行者は、株式等の発行又は処分による資金調達を行う場合において、提出者が要請したときは、発行者における提出者の持株比率を維持するために必要な措置を講じること

理由の如何を問わず本資本業務提携契約が終了した場合（但し、提出者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）において、提出者が要請したときは、発行者は、提出者がその保有する発行者の株式の全部又は一部を提出者が合理的に満足する条件にて発行者又は第三者に対して譲渡することができるよう合理的な範囲で協力すること

発行者における提出者の議決権比率が15%未満となった場合は、本資本業務提携契約のうち、提出者による発行者の社外取締役候補者2名の指名権、提出者の事前承諾事項等、一定の規定は効力を失うこと（但し、その失効後6か月以内に発行者における提出者の議決権比率が15%以上となった場合は、当該各規定は再び効力を有すること）

2. 提出者は、提出者と株式会社三井住友銀行との間の令和3年8月27日付金銭消費貸借契約に基づく債務に係る担保提供のために、令和3年8月25日付で、同行との間で根担保契約を締結し、発行者の株式2,729,600株について質権を設定いたしました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	1,430,624
借入金額計（X）（千円）	2,500,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	3,930,624

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
株式会社三井住友銀行（十三支店）	銀行	高島 誠	大阪府大阪市淀川区十三本町一丁目6番27号	2	2,500,000

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地